

7月1日から

マル福

医療福祉費

受給者証が

新しくなります

7月1日から、マル福医療福祉費受給者（区分が重度心身障がい者・ひとり親の方）の受給者証が更新されます。

該当される方には、6月末日までに新しい受給者証を送付します。県内の医療機関などを受診する際は、必ず受給者証と被保険者証の提示をお願いします。



■お問合せ

保険年金課

☎0297(21)2187

児童手当・特例給付について

6月は現況届を忘れずに

◆児童手当・特例給付とは

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育する方に支給される手当です。



◆支給額

| 児童の年齢 | 児童手当の額 (1人当たり月額) |
|--------------------|--------------------------------|
| 3歳未満 | 一律 15,000円 |
| 3歳以上 小学校 修了前 | 10,000円 (第3子以降は 15,000円) |
| 中学生 | 一律 10,000円 |

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額

以上の場合、特例給付として月額一律5000円を支給します。

◆支給時期

毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

◆所得制限限度額

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 収入額の目安 (給与収入のみの場合) |
|---------|---------|-----------------------|
| 0人 | 622万円 | 833万3千円 |
| 1人 | 660万円 | 875万6千円 |
| 2人 | 698万円 | 917万8千円 |
| 3人 | 736万円 | 960万円 |
| 4人 | 774万円 | 1,002万円 |
| 5人 | 812万円 | 1,040万円 |

扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族並びに扶養親族でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

扶養親族等の数に応じて、限度額は1人につき38万円（扶養親族が同一生計配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

◆現況届の提出を忘れずに

6月分からの児童手当・特例給付を受けるには、現況届の提出が必要です。現況届の提出をしないと6月分以降の手当が受けられなくなり、必ず手続きをしてください。

＜手続きについて＞

手続きが必要な方には、

児童手当・特例給付現況届の用紙を6月中旬に郵送します。必要事項を記入し、同封の封筒で返送してください。（公務員の方は勤務先にご確認ください。）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

＜提出するもの＞

○児童手当・特例給付現況届

○外国人の方は、在留カードの写しなど

※その他、必要に応じて提出いただく書類があります。

※支給額の算定のため、昨年中の所得額を確認させていただきますので、必ず申告をお願いします。

■お問合せ

こども課

☎0297(21)2191